平成 24 年 4 月 10 日

各　位

会　社　名　株式会社 昭和システムエンジニアリング
代 表 者 名　代表取締役社長　　尾　崎　　裕　一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　４７５２）
問 合 せ 先　管理本部　総務・人事部　　田中　正隆
電話　　03-3639-9051（代）

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を制定しておりますが、平成 24 年 4 月 10 日開催の取締役会において、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、以下の内部統制システムを整備し、業務の適正性、効率性の確保及びリスクの管理に努めるとともに、内外環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層の改善と充実を図る。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び社員が当社の経営理念および行動指針に基づき、法令遵守はもとより社会規範、企業倫理を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。

社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、社員が直接通報する手段を確保するとともに、内部牽制組織として監査室、品質保証室を設け、これを社長が直轄する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。

情報セキュリティーについては、情報セキュリティー基準及び個人情報保護マネジメントシステムに従って対応する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、プロジェクト採算、品質、情報セキュリティー、その他経営全般に係るリスクに対応するため、社内情報処理システム、ＩＳＯ９００１品質マネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステム等を整備・運用するとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視または審査する。

有事においては、個人情報保護マネジメントシステムに定める危機管理基準に基づき各事業部門または会社全体として対応することとする。

また、災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。

また、社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役の職務補助のための監査役付を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

６．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。

取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

10．反社会的勢力排除に向けた体制

役員及び社員は、遵法的、健全かつ倫理的な態度および行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たないこととする。

以上